平成２６年（フ）第２５９号
平成26年１月23日までの住所盛岡市神子田町９番52号、現在の住所岩手県以下秘匿
破産者　吉井奈代子（生年月日昭和28年２月５日）
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４９９号
仙台市太白区太子堂20番８号　コーポかわすみ13、従前の住所仙台市太白区青山２丁目１番１号　青山パークヒルズＢ棟107
破産者　渡邉　洋一
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
仙台市若林区上飯田２丁目26番12号
破産者　山田　義道
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
茨城県水戸市城南２丁目８番１―1101号　ＷｏｈｌＳｔａｎｄ・Ｅｉｎｓ
破産者　住谷　　徹
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０８号
新潟市東区秋葉１丁目16番22号
破産者　塚野　　功
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６２号
滋賀県草津市草津１丁目８―17　プレアール草津202号、住民票上の住所滋賀県草津市草津１丁目８番15号
破産者　髙岡なみ子
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
兵庫県西宮市青木町12番15号、前住所兵庫県西宮市柳本町１番30―101号
破産者　皆吉　正雄
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
兵庫県篠山市小立164番地
破産者　粟野　勝彦
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
広島県三原市宮沖１丁目18番２―302号
破産者　阿藻　公恵
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１４２号
広島県福山市曙町３丁目25番13―３号
破産者　下山　悟毅
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１号
広島県安芸高田市八千代町勝田448番地（八千代病院）、開始決定時の住所広島県安芸高田市吉田町吉田3666番地（吉田総合病院）
破産者　望月　光博
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１９号
愛媛県南宇和郡愛南町中川687番地　羽田アパート
破産者　幸田　孝清
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４１４号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目５番13号
破産者　浦杉　宏美
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２３号
長崎県長崎市鳴見町68番21号、住民票上の住所長崎県長崎市愛宕３丁目８番24号
破産者　松本　博行
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
大分県中津市大字上如水1052番地８
破産者　芥川　竜也
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
大分県中津市大字上如水1052番地８
破産者　芥川美佐子
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
佐賀県西松浦郡有田町上幸平２丁目１番15号
破産者　野口　隆史
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０５０号
福岡県春日市小倉東１丁目６番地　サンコーポ春日403号、破産手続開始申立時の住所福岡県春日市須玖南４丁目68番地　シティライフ春日須玖502号
破産者　松本　　浩
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２３号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地　シャトレ博多南603号
破産者　村上　豊子（旧姓諫山）
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部